

病児・病後児保育 利用規約 兼 同意書

はるか保育園 施設長殿

(名称)

第1条 本保育所の名称を「はるか保育園」(以下、甲という。)とする。

(所在地)

第2条 甲は鹿児島市吉野4丁目18番16号に設置する甲内の病児室、病後児室にて病児・病後児へのサービスを実施する。

(目的)

第3条 甲は病気や病気の回復期であって、集団保育が困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより吉野、川上地区の地域支援、育児支援を目的とする。

(保育看護の方針)

第4条 医師、看護師、薬剤師、保育士が連携して児童の保育・看護を行うことによって児童が病気や症状に合わせた適切な保育・看護を受けることができ、安全・安心に過ごすことにより成長や発達に合わせた生活、教育が保証されるよう配慮する。また、甲は服薬等に関してタバタ薬局吉野店と連携して保育を行うものとする。

(病児保育の方針)

第5条 利用対象は0歳児(首がすわってから)から小学校6年生までの児童で、病気または病気の回復期であること。また、学校や保育園、幼稚園等で集団生活、保育が困難な児童であり、医療機関により甲の利用許可が出た方を対象とする。そしてその定員は病児1名、病後児1名とする。

(利用方法)

第6条 利用可能日、利用時間、定休日、予約方法、利用申請、料金は次のとおりとする。

<利用可能日、利用時間、定休日>

利用可能日:平日のみ(土曜、日曜、祝日以外)

利用時間:8:00~17:00

定休日:12月29日から翌年1月3日

※利用時間は看護師、保育士等の都合により変更を生じることがある。

<予約方法>

1. 利用したい日の前日に、電話で予約申し込みを行う。
2. 予約のキャンセルは利用当日の午前 7 時 30 分までに電話でその旨を伝える。

<利用申請、利用料金>

1. 利用料金は課税、非課税世帯等の区分により異なり、利用料に関する証明書が必要になることがある。
2. 利用日当日に「事前登録票」「利用規約兼同意書」を提出する。
(必要に応じて「減免申請書」「税を証明する書類」も提出する。)

<利用時の注意点>

1. 保護者は甲が提出する範囲内で利用時間を決め、時間に遅れる際は必ず連絡をする。

(医療行為について)

第 7 条 預かり時間内に必要な医療行為(鼻汁吸引)を行うことがある。病状悪化時、保護者に連絡後、必要な場合は、タクシーにて職員付き添いでいちちどもクリニックの医師の診察を受け、必要な検査・処置を行うことがある。また、緊急を要する処置が必要な場合、保護者への連絡前に処置を行うことがある。

(利用料金等)

第 8 条 1. 基本料金は 1 日 2,000 円とする。(利用区分あり。はるか保育園在籍児を除く。)
また、午前のみ、午後のみ、の預かりの場合も 2,000 円とする。
2. 着替え、おむつ等必要なものは各自で用意する。(はるか保育園在籍児を除く。)

(料金の支払い方法)

第 9 条 料金の支払いは、基本料金の 2,000 円その他、必要に応じて、診察代、薬代、タクシー代等を清算し、現金で徴収する。

(秘密保持)

第 10 条 甲に従事する職員は、業務上知りえた児童、保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

(保証制度)

第 11 条 甲の病児・病後児保育を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。ただし、病状悪化等、甲の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

(利用制限)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限、また受け入れを拒否する場合がある。

1. 児童の病状により、保育が不適切だと判断したとき
2. 暴風警報、地震注意報等が発令され、保育が困難なとき
3. 感染の流行により、他の児童への影響が高いとき
4. はるか保育園の保育方法に同意しないとき
5. 不正行為が行われたとき
6. 本規約に同意できないとき

(保護者の義務)

第 13 条 児童の保護者は、はるか保育園を利用する間、届け出た緊急連絡先に常に連絡ができ、緊急時でも保護者の意思が確認できるように努めなければならない。

(本規約の変更)

第 14 条 本規約の変更は甲が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

(附則)

令和 4 年 6 月 20 日 本規約、同意書の見直しのため修正

上記利用規約に同意し、署名いたします。

令和 年 月 日

園児名 _____

保護者名 _____ 続柄 _____ 印 _____